



相続税還付手続き検討ブック

相続税の申告期限から5年以内の方は、既に提出している相続税の申告内容を見直すことによって、一度納めた相続税が戻ってくる場合があります。

GTM税理士法人

相続税の申告は適正でしたか？ ～確認してみませんかあなたの申告～

相続税の申告を済まされた方でも、誤って相続税が過大な場合は、申告期限から5年間は、申告内容の確認に伴い還付請求（更正の請求）を行うことができます。私どもが確認（無償）の対象としている過年度の相続税申告は次のとおりです。

相続税の申告財産が3億円以上ありますか？

YES

相続税の納税額が3000万円以上ですか？

YES

土地の価額の合計が
1億円以上ありますか？

YES

NO

非上場株式の価額の合計が
1億円以上ありますか？

YES

確認（無料）の受付

土地等

- ①土地の形状（かたち）が複雑である
- ②土地が複数の道路（路線）に接している
- ③複数の建物（貸家、アパート）の敷地となっている土地がある
- ④道路予定地、高圧線下の土地がある

非上場株式

- ①複数の事業（業種）を営んでいる
- ②会社保有土地が左記不動産の事例に当てはまる
- ③会社帳簿価額に高額な建物附属設備等の計上がある

還付請求が見込まれる申告

更正請求の検討

土地等評価見直しにより還付請求ができるかどうかの確認
更正請求による還付は税務調査が前提になります

- 相談受付後の私どもの確認により、土地等評価見直しによる還付請求が見込まれる申告については、当社専門家が責任を持って還付請求手続き及び税務当局への説明・交渉を行います。なお、土地等以外の相続財産評価額等の相続申告内容が適正であることを前提にしており、これらの内容に問題が生じる場合には納税が生じる場合があります。

- 税務調査が終了し、還付される（減額される）相続税額に対しては、当社所定の報酬をいただきます。それまでの間、報酬はいただきません。

- 「税務調査を受けることになったので、これを機会に土地等評価見直しによる還付請求の可能性を確認したい」場合も、ドックの条件に合致すればお受けします。また「税務調査に立ち会ってほしい」というご要望も別途有料にてお受けいたします。

- 上記の「無料確認」の対象でない申告であっても、相続税申告評価額に疑義のある方はご相談いただければ、有料（10万円～）にて確認いたします

GTM税理士法人

〒104-0028東京都中央区八重洲二丁目1-4

東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルスクエア 4F

Tel : 03-3242-0301

Fax : 03-3242-2606

